令和５年度介護支援専門員の各種研修について

１．令和５年度研修の日程

この日程は予定となっておりますので、変更等の可能性があります。秋田県介護支援専門員協会のホームページを随時、確認してください。

※主任介護支援専門員研修受講予定の方へ

主任介護支援専門員研修を受講しても、更新研修（または専門研修課程Ⅱ）を修了していなければ、有効期間の更新はできませんので、注意してください。

研修の名称	受講対象	
（１） **介護支援専門員専門研修専門研修課程Ⅰ**	研修受講時点に、介護支援専門員の実務に従事している方であって**就業後６ヶ月以上の方（各組の研修開催の前日までを実務経験期間として算定してください）。**	
	日　　時	申込み
８日間	１組 令和５年　６月　６日（火）～６月　９日（金） ６月２０日（火）～６月２３日（金）	実施要項を確認し、日本介護支援専門員協会ホームページにて申し込んでください。
８日間	２組 令和５年　６月１３日（火）～６月１６日（金） ７月　４日（火）～７月　７日（金）	

研修の名称	受講対象	
（２） **介護支援専門員専門研修専門研修課程Ⅱ**	研修受講時点に、介護支援専門員の実務に従事している方であって、**最新の有効期間内において就業後３年以上の方（各組の研修開催の前日までを実務経験期間として算定してください）。**	
	日　　時	申込み
４日間	１組 令和５年　７月２５日（火）～７月２８日（金）	実施要項を確認し、日本介護支援専門員協会ホームページにて申し込んでください。
４日間	２組 令和５年　８月２２日（火）～８月２５日（金）	
４日間	３組 令和５年　９月１２日（火）～９月１５日（金）	

研修の名称	受講対象	
（３） **介護支援専門員再研修**	介護支援専門員として県の登録を受けた方で、介護支援専門員実務研修修了後、相当の期間を経過し、介護支援専門員証の有効期間の満了日が研修開始前に過ぎている方、又は研修修了日までに満了する方。	
開催場所	日　　時	申込み先
１０日間	令和５年　７月３１日（月）～８月４日（金） ８月２８日（月）～９月１日（金）	実施要項を確認し、日本介護支援専門員協会ホームページにて申し込んでください。
	＊更新研修（実務未経験者）と合同の開催となります。	

研修の名称	受講対象	
（４） **介護支援専門員更新研修** **初回更新対象者** **※実務未経験者**	次のいずれかに該当する方で、介護支援専門員証の有効期限が**１年以内に満了する方。** ①介護支援専門員証の交付を受けてから、その有効期間が満了するまでに介護支援専員として実務に従事した経験を有しない方。 ②介護支援専門員資格取得後、**再研修を受講して介護支援専門員証の交付を受けられた方で、介護支援専門員証の有効期間内に実務に従事した経験を有しない方。** ※実務経験の有無によって受講できる研修が違いますので、注意してください。	
	日　　時	申込み
１０日間	令和５年　７月３１日（月）～８月４日（金） ８月２８日（月）～９月１日（金）	実施要項を確認し、日本介護支援専門員協会ホームページにて申し込んでください。 ※再研修と合同の開催となります。

研修の名称	受講対象	
（５） **介護支援専門員** **更新研修** **初回更新対象者** **※実務経験者**	次のいずれかに該当する方で、介護支援専門員証の有効期限が**１年以内に満了する方。** ①介護支援専門員証の有効期間中に、介護支援専門員として実務に従事している方で、**実務経験が３年未満の方。** ②介護支援専門員証の有効期間中に、実務に従事していた経験（経験の多寡は問いません）を有するが、**現在は実務に従事していない方。** ※現任でなおかつ介護支援専門員証の有効期間内に３年以上の実務経験のある方は、専門研修課程Ⅰ及び専門研修課程Ⅱを受講してください。 ※実務経験の有無によって受講できる研修が違いますので、注意してください。	
	日　　時	申込み
前期研修（専門研修課程Ⅰと同日に研修を実施）		実施要項を確認し、日本介護支援専門員協会ホームページにて申し込んでください。 ※実務経験者については、「３．介護支援専門員証（介護支援専門員登録証明書）の有効期間の更新と更新に必要な研修についてのお知らせ」を御参照ください。
８日間	１組 令和５年　６月　６日（火）～６月　９日（金） ６月２０日（火）～６月２３日（金）	
８日間	２組 令和５年　６月１３日（火）～６月１６日（金） ７月　４日（火）～７月　７日（金）	
後期研修（専門研修課程Ⅱと同日に研修を実施）		
４日間	１組 令和５年　７月２５日（火）～７月２８日（金）	
４日間	２組 令和５年　８月２２日（火）～８月２５日（金）	
４日間	３組 令和５年　９月１２日（火）～９月１５日（金）	
前期研修（専門研修課程Ⅰの内容）及び後期研修（専門研修課程Ⅱの内容）の両方を受講してください。ただし、受講修了済の場合はその研修は免除されますが、研修の受講料は変わりません。		

研修の名称	受講対象	
（６） **介護支援専門員** **更新研修** **２回目以降の更新対象者** 初回の更新を実務経験者の研修を修了し更新された方で、最新の有効期間の間に介護支援専門員としての実務に従事した期間が通算で３年以上あり、現在実務に従事している方は、専門研修課程Ⅱを受講してください。	次のいずれかに該当する方で、介護支援専門員証の有効期限が**１年以内に満了する方** ※介護支援専門員証の初回更新を実務未経験及び再研修の研修を修了し、最新の有効期間が満了するまでに介護支援専門員として実務に従事した経験を**有する方は、（５）介護支援専門員更新研修「初回更新の方」の対象となります。** ◎介護支援専門員証の初回更新を**実務経験者**の研修を修了し更新された方で、介護支援専門員証の最新の有効期間中に、**介護支援専門員として実務に従事している方又は実務に従事していた経験を有する方。** ※実務経験が**３年未満**若しくは、**３年以上実務経験があるが現在実務に従事していない方は、「更新研修」の対象となります。** ※実務経験が**３年以上で現在実務に従事している方は、「専門研修課程Ⅱ」の対象となります。** ※主任介護支援専門員研修を受講しても、更新研修（または専門研修課程Ⅱ）を修了していなければ、有効期間の更新はできませんので、注意してください。 ※最新の有効期間内に、**専門研修課程Ⅱを受講修了済の場合**は更新研修の受講は必要ありません。 ※初回更新時に受講した研修や実務経験の有無によって、受講できる研修が違いますので注意してください。 ※再研修を受講されて、交付申請し更新された方は『初回更新対象者』と同様になりますので、**（５）介護支援専門員更新研修「初回更新の方」**を確認してください。	
	日　　時	申込み
４日間	１組 令和５年　７月２５日（火）～７月２８日（金）	実施要項を確認し、日本介護支援専門員協会ホームページにて申し込んでください。 ※実務経験者については、「３．介護支援専門員証（介護支援専門員登録証明書）の有効期間の更新と更新に必要な研修についてのお知らせ」を御参照ください。
４日間	２組 令和５年　８月２２日（火）～８月２５日（金）	
４日間	３組 令和５年　９月１２日（火）～９月１５日（金）	

研修の名称	受講対象	
２回目以降の更新対象者 **※実務未経験者**	次のいずれかに該当する方で、介護支援専門員証の有効期限が**１年以内に満了する方。** ①介護支援専門員証の初回更新を実務未経験及び再研修の研修を修了し、最新の有効期間が満了するまでに介護支援専門員として実務に従事した**経験を有しない方。** ②介護支援専門員証の初回更新を、実務経験者の研修を修了したが、更新後一度も介護支援専門員としての**実務を行っていない方。**	
	日　　時	申込み
１０日間	令和５年　７月３１日（月）～８月４日（金） ８月２８日（月）～９月１日（金）	実施要綱を確認し、日本介護支援専門員協会ホームページにて申し込んでください。 ※実務経験者については、「３．介護支援専門員証（介護支援専門員登録証明書）の有効期間の更新と更新に必要な研修についてのお知らせ」を御参照ください。

２．研修費用について（受講料の他、別途テキスト代がかかります。）

対象研修	受講料
（１）専門研修課程Ⅰ	１５，０００円
（２）専門研修課程Ⅱ	１５，０００円
（３）再研修	２３，０００円
（４）更新研修（実務無）	２３，０００円

対象研修	受講料
（５）更新研修（実務有） ＜初回更新＞	３０，０００円
（６）更新研修（実務有） ＜２回目以降の更新＞	１５，０００円

３．介護支援専門員証（介護支援専門員登録証明書）の有効期間の更新と更新に必要な研修についてのお知らせ

①証の交付を受けなければ業務に従事することができません。**有効期間の５年間**が経過し有効期間満了日以降は業務に従事することはできません。交付を受けずに介護支援専門員として実務に従事すると、登録が取り消されますので、注意してください。

②証の有効期間が１年以内に満了する方は、介護支援専門員証の交付に必要な研修として**「更新研修」又は「専門研修課程Ⅰ・Ⅱ」を修了しなければ、証の更新・交付の申請はできません。**

③更新をせずに有効期間が過ぎても、県の登録が消除されることはありません。なお、期限が切れると業務に従事することができなくなりますが、「再研修」を受講し証の交付を受けることにより、業務に従事することが可能となります。ただし、万が一、交付を受ける前に介護支援専門員として実務に就きますと登録が取り消されるので、注意してください。

④更新研修の受講対象者の、実務経験の有無につきましては次のとおりです。

・実務未経験者・・・介護支援専門員証の最新の有効期間が満了するまで介護支援専門員としての従事経験がない方。

・実務経験者・・・・介護支援専門員証の最新の有効期間中に介護支援専門員としての実務従事者又は経験を有する方（更新研修においては、実務経験の期間の規定はありません。）。

※万が一実務経験者が、実務未経験の更新研修を受講、実務未経験者が実務経験者の更新研修を受講した場合、修了されても受講そのものが無効となり更新の手続きができませんので、くれぐれも注意してください。

⚠ **実務経験の範囲**

①居宅介護支援事業所②特定施設入居者生活介護に係る居宅サービス事業所③小規模多機能型居宅介護事業所（複合型サービスを含む）、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護に係る地域密着型サービス事業者④介護保険施設（介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設）⑤介護予防特定施設入居者介護に係る介護予防サービス事業者⑥介護予防小規模多機能型居宅介護及び介護予防認知症対応型協同生活介護に係る地域密着型介護予防サービス事業者⑦介護予防支援事業者⑧地域包括支援センター

＊更新研修の受講要件に実務経験期間の決まりはありません。上記において**サービス計画作成業務の実務経験**があれば、「実務経験者」となります。

＊ただし、これらの事業所または施設で就労していたとしても、単に、要介護認定のための認定調査のみを行っていた場合や、利用者やサービス提供事業者との連絡調整のみの業務に従事していた等、サービス計画作成業務を行っていなかった場合は、実務経験として認められません。

４．各種手続きの手数料について

「秋田県介護保険法関係手数料徴収条例」により、介護支援専門員証の交付等に係る手数料について、下記のとおり定めています。

項　　目		手　数　料	備　考
介護支援専門員証	①登録手数料	２，５００円	平成１８年度以降の実務研修修了者が、初回に交付申請する場合（３ヶ月以内に登録申請書を知事に提出。）。
	②登録移転手数料	３，０００円	登録を他県より移転し、新たに当県において、介護支援専門員証を申請する場合（登録移転申請書を知事に提出。）。
	③交付手数料	１，７００円	交付申請する場合（申請書に写真を添えて知事に申請。）。
	④有効期間更新手数料	１，６００円	更新する方で、現に有する介護支援専門員証と引き換えに申請する場合。
	⑤書換交付手数料	１，６００円	登録後に、氏名又は住所に変更が生じた場合。
	⑥再交付手数料	１，６００円	亡失、滅失、汚損又は、破損した場合。

＊②登録移転手数料は、他県から秋田県への転入または秋田県から他県への転出に係る手数料です。通常、実務研修修了地の都道府県に介護支援専門員の登録を行いますが、他県の居宅介護支援事業所や介護保険施設などの業務に従事している（しようとする）場合は、他県へ登録の移転をすることができます。詳細は県（秋田県健康福祉部長寿社会課　介護人材対策チーム）までお問い合わせ下さい。

＊**更新研修を修了し介護支援専門員証の交付・有効期間更新に要する手数料**は、③と④を合わせた金額となります。（研修とは別途手数料③１，７００円＋④１，６００円＝３，３００円が必要となります。）

＊**再研修を修了し介護支援専門員証の交付を申請する手数料**は、③のみになります。（研修とは別途の手数料１，７００円が必要となります。

＊各種提出様式が、秋田県公式ウェブサイト美の国あきたネットの以下のページに掲載されております。
介護支援専門員資格登録に関する各種申請について
https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/939
介護支援専門員証の記載事項に変更が生じた場合は、関係書類に記載のうえ速やかに手続きするようお願いいたします。

＊更新研修修了者は様式第７号・再研修修了者は様式第６号に必要事項を記載し申請してください。

研修に関する問い合わせ先
特定非営利活動法人 秋田県介護支援専門員協会
〒010-0922　秋田市旭北栄町１－５

Tel　０１８－８９３－４０１１

Fax　０１８－８９３－４０１２

Email　acma@acma.jp

登録内容等で不明な点や、
資格の更新・登録に関するお問合せ先
秋田県健康福祉部長寿社会課
介護人材対策チーム
Tel　０１８－８６０－１３６４